建設常任委員会に付託された事件について、
審査した結果を御報告いたします。

議案第７５号　令和５年度岩国市一般会計補正予算（第５号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第８１号　令和５年度岩国市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第８２号　令和５年度岩国市工業用水道事業会計補正予算（第１号）
議案第８３号　岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例
議案第８４号　岩国市歴史的風致維持向上計画協議会条例

以上４議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第８３号　岩国市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の審査につきまして、

委員中から、本条例の対象となる事業の規模について質疑があり、

当局から、「規則を設けて、発電出力５００キロワット以上の規模の施設が対象と定める予定であり、太陽光発電の場合は、面積にしておよそ０．５ヘクタールの規模の事業を想定している」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「面積要件などを定める規則は大変重要であり、いつ頃に制定されるのか。また、既に実施されている事業は、どのように取り扱われるのか」との質疑があり、

当局から、「この条例の施行日である令和６年１月１日に間に合うよう、できるだけ早くお示ししたいと考えている。また、発電出力５００キロワット以上の規模の再生可能エネルギー発電設備は、現在、岩国市内に１０か所程度あるが、それらについては、今後、地位の承継や事業の終了などの際に届け出ていただくことにな

る」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「大規模な施設の維持管理や廃止については、近隣の地域住民が不安を感じるところであるため、安心が担保されるように適切に条例を運用し、しっかりと事業者を指導できるようにしていただきたい」との意見がありました。

本議案につきましては、討論において、一部委員から、「国家・国民の安全に関わる問題という認識のもとで、この条例のさらなる深化を期待し賛成する」との意見があり、全会一致で可決すべきものと決しました。

これを受けて、委員中から、本議案に対し、「再生可能エネルギー発電事業が本条例の定める抑制区域において運営されることを回避し、地域住民の理解を得られる平地などの適地に、より確実に誘導するため、独自課税の導入等も視野に今後も研究・検討を行うことを強く求める」旨の附帯決議案が提出され、慎重審査の結果、附帯決議を付すことに決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。